

○富加町かわまちづくり協議会設置要綱

平成28年9月27日

訓令甲第22号

改正 平成30年11月30日訓令甲第12号

(設置)

第1条 町長の諮問機関として、富加町かわまちづくり協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、町長の諮問に応じて、次に掲げる事項を審議し、その意見を答申する。

- (1) かわまちづくり計画の全体構想の策定に関すること。
- (2) かわまちづくり計画の全体計画の策定に関すること。
- (3) その他かわまちづくり計画に関し、町長が特に必要と認める事項。

(組織)

第3条 協議会は、30人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 町内各種団体の代表者
- (3) 町議会議員
- (4) 行政機関の職員
- (5) 町民

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員のため新たに委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 協議会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は会務を総括し、協議会を代表する。
- 3 副委員長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 委員長が必要であると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(秘密保持)

第7条 委員及び前条第4項の規定により会議に出席した者は、職務上知り得ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、建設課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この訓令は、平成28年10月1日から施行する。

附 則(平成30年訓令甲第12号)

この訓令は、公布の日から施行する。